

国際ロータリー第 2650 地区災害対策基金管理規程

第 1 条 (目的)

この規定は、国際ロータリー第 2650 地区災害対策基金（以下、基金という）の適正な管理および運用を図るため必要な事項を定めるものである。

第 2 条 (地区災害対策基金管理委員会の設置)

基金を管理運営するため、地区に地区災害対策基金管理委員会（以下、委員会という）を設置する。

第 3 条 (委員会の構成)

委員会はガバナー、パストガバナー、ガバナー補佐、地区委員長からなる 10 名以内の委員をもって構成する。委員長はガバナーが務める。委員の任命はガバナーが行う。

第 4 条 (委員会の責務と任務)

委員会は、地区内ロータリークラブまたはガバナーからの提案がある場合には、地区内外の甚大な災害に対して、対象となる地区あるいはロータリークラブに対する義捐金あるいは見舞金の金額を決定し、基金よりの支払いを決定する。

委員会は、地区がその他の支援活動が必要と認めた場合は、地区と協議し、地区内のすべてのロータリークラブに告知する。

第 5 条 (基金の積立)

基金の積立ては、以下のものをもって充当する。

- ア 地区内各ロータリークラブからの義捐金および募金
- イ 地区外からの義捐金
- ウ 各年度の決算における剰余金から繰り入れる。この場合ガバナー、およびガバナーエレクトの承認を得なければならない
- エ その他

第 6 条 (基金よりの支出)

基金よりの支出は、原則として国内外を問わず大規模な自然災害等によって被災した地域への支援に充てる場合であって、次に掲げるものとする。

- ア 被災した地区あるいは、ロータリークラブに対する義捐金の支給に充てる場合

- イ 被災した地区あるいはロータリークラブに対する見舞金の支給に充てる場合
- ウ 被災地域への支援活動に係る費用に充てる場合
- エ その他の支援活動に係る費用に充てる場合

第7条（基金よりの支出基準）

基金よりの支出は、被害の程度、また過去の事例を勘案し委員会が決定する。
2. 義捐金および支援活動費の支出額は、原則として支出時に積み立てられている基金の60%以内とする。

第8条（会員への報告と基金への募金）

基金よりの支出は、直ちに地区内すべてのクラブに報告するものとする。また、地区内ロータリークラブに対して、その支出額に見合う金額を目途に募金を要請し、基金の保全に努めるものとする。

第9条（基金の管理と監査）

管理責任はガバナーが負う。基金は地区ガバナー事務所で管理し、年度終了後、有資格者による会計監査を受けるものとする。

第10条（地区災害基金管理規程の改正）

本「地区災害対策基金管理規程」は地区大会、地区決議会あるいは全クラブの会長が出席できる会合において、クラブの人数に応じた議決権数*によって決議し、全投票数の過半数をもって改正することができる。ただし、改正には、1か月前に各クラブに書面または電子メールによって通知を行うことが義務付けられている。

註釈*：議決権数

各ロータリークラブは少なくとも1票を持つ資格がありますが、票の数は、1月1日または7月1日、どちらか近い方の時点でのRIデータベースに基づいた会員リストを用いて決定する。この期日以降に入会した会員は、クラブが投票権をもつ選挙においてクラブ票数を決定するための会員数としてはカウントされない。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票を有する権利があり、また、端数が13名以上で切り上げられる（例えば、会員数37名までは1票、38～62名は2票、63～87名は3票となる）。2票以上を有するクラブの票はすべて、同じのもでなければなりません。一つのクラブの票が違う場合、その票はすべて無効とみなされる。

2017年4月30日 地区災害対策基金管理規程を制定する